

第8回熊本県「無らい県運動」検証委員会会議録

日 時：平成26年3月24日（月）午後6時～午後7時30分

場 所：菊池恵楓園やすらぎ総合会館

出席者：※敬称略

委員長／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
委 員／志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
小松 裕	熊本大学教授
泉 潤	熊本日日新聞社文化生活部次長兼論説委員
協力員／国宗直子	弁護士・国賠訴訟西日本弁護団員
齊藤 真	ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
塚本 晋	県立宇土高等学校非常勤講師
楠本佳奈子	熊本日日新聞社編集局社会部付編集委員兼論説委員
森 紀子	熊本日日新聞社編集局熊本総局記者
岡田行雄	熊本大学教授
事務局／白濱良一	熊本県健康福祉部健康局局长
山内信吾	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長
中島洋二	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班主幹
柳田篤伺	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ
- 3 議題
 - (1)委員会の公開について
 - (2)熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（案）について
 - (3)今後のスケジュールについて
 - (4)その他

【1 開会】

(進行／中島洋二 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員)

ただいまから「第8回熊本県「無らい県運動」検証委員会」を開始いたします。まず熊

本県健康福祉部健康局長の白濱よりご挨拶を申し上げます。

【2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ】

(白濱良一 熊本県健康福祉部健康局長)

本日は年度末のお忙しい中、また夜分の開催にもかかわらず、熊本県「無らい県運動」検証委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。平成23年1月にスタートしました検証委員会も今回で8回目の開催となりました。その間、新たな県保管文書の発見、またその取り扱いなどに時間を要しまして、皆さまの検証作業に大きな影響を与えてしまいました。当初の予定から2年遅れにはなりましたが、ようやく本日、報告書案を委員会にお諮りできることになりました。内田委員長はじめ各委員、協力員におかれましては、お忙しい中、原稿作成ならびに編集作業にご尽力いただきまして、あらためて深謝を申し上げます。本報告書案では戦前・戦後の無らい県運動の相違、本県における無らい県運動への関与、本県で発生しましたさまざまな事件、例えばホテル宿泊拒否事件に関する潮谷前知事への聞き取りを行うなど、国の検証会議よりも深く掘り下げて検証してあります。また、入所者の方々への聞き取りを通じ、ハンセン病元患者の方々やそのご家族が受けてこられた差別や偏見、被害の実態が具体的に述べられています。多様な観点から無らい県運動について検証がなされているのではないかと考えております。本日の議題は報告書案につきましてご審議いただき、今後のスケジュールにつきまして説明させていただくこととしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(中島審議員)

それでは、議事進行は設置要項第5条の規定により内田委員長にお願いします。

【3 議題】

(1) 委員会の公開について

(内田委員長)

最初の議題は「委員会の公開について」となっている。事務局より説明をお願いします。

(吉原繁 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課主幹)

本日の会議においては、熊本県情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当すると思われる情報についての審議は予定していないので、会議を公開することとし、傍聴を許可することとさせていただきたい。

(内田委員長)

公開ということよろしいか。

(委員・協力員)

了解。

(内田委員長)

それでは公開ということ審議を進める。

(2) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書案について

(内田委員長)

議題 2 は「熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書について」ご審議いただきたい。事務局から報告をお願いします。

(柳田篤伺 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班)

今回の無らい県運動検証委員会報告書案について説明させていただく。2月末にすべての原稿が出そろい、内田委員長の下、編集作業を行い、今回報告書案という形で提出している。当初は約300ページ程度を予定していたが、現在340ページになっている。書いていただいた原稿によって、当初の項目から目次等変更になっている。目次の項目どおり多様な観点から報告がなされている。本日はこの報告書案についてご審議いただく。これまでの検証委員会において、報告書の本編とセットで資料編も掲載するとさせていただいていたが、本日は本編のみ提出している。資料編はこれまで、入所者の聞き取りなどを掲載するとさせていただいていたが、具体的にどのような資料を載せるか、県の資料などをどのように載せるかなどは決められていなかった。また、恵楓園や県の資料には入所者のプライバシーに関する点があるので、今後、内田委員長はじめ入所者自治会の志村会長とご相談の上、報告書作成までにどのようなものを資料編に掲載するか検討していきたい。

(内田委員長)

各委員、協力員のご尽力により原稿がすべて出揃ったということで今回、報告書案を出していただくことになった。皆さまに深く感謝申し上げたい。お手元にすでに行っているかと思うが、非常に膨大なものがまとめられている。先ほど事務局からの説明のように、いただいた原稿について編集をさせていただいた。字句を少し調整する必要があることに関しては今後、調整作業を行う。また、重複する部分に関しては、まずそれぞれの項目でお書きいただいて、それを補足する形で次の原稿をお書きいただいた。それから、順序をどのようにするかについても、こちらの順序の方が読者にとってはご理解を得やすいのではないかとということで、順序を少し調整した。各章ではイントロ的な文章をお書きいただくように担当者をお願いしてご執筆いただいた。このような形で編集作業を進めた。

国の検証会議で、無らい県運動に関しては一定の分析がなされているが、それ以前に熊本地裁の判決等で、無らい県運動がそれまでにあった差別・偏見ではなく新しい形の差別・偏見をつくった、今日に至る差別・偏見をつくり上げたのは、この無らい県運動によってであった、というような分析がなされた。国の検証会議でさらにそれを掘り下げたというところである。今回私たちの検証委員会の作業によって、国の検証会議での到達点からさらに一步も二歩も前に進むことができたのではないかと、と自負している。皆さまのご尽力に心から感謝を申し上げたい。

なぜ掘り下げることが重要か。それは言うまでもなく、この無らい県運動によって作成・助長された差別・偏見が現在も残っている。その構造を詳しく分析することによって、そ

れを解消するという作業を我々はしていかなければいけない。そういう意味でも、本検証委員会の分析は、今後の差別解消に向けて大きな手がかりになるのではないか。

これから各委員および協力員の方々にこの報告書案について、それぞれコメントをちょうだいしたい。

(志村委員)

まず、熊本県「無らい県運動」検証委員会が、ようやくここに報告書案という形で完成を見た。最初、蒲島県知事が知事就任時に恵楓園の納骨堂に献花をされた際、当会場において自治会と知事との懇談の席がもうけられた。そこで、「すでに検証をやっていた大阪府、京都府、鳥取県、この3府県には療養所もないのに検証報告書が出ていた。熊本県は本妙寺事件、竜田寮問題、それよりもっと大きな問題として回春病院、待労院、そして恵楓園という3つの療養所がある。その中で、黒髪校事件（竜田寮問題）や菊池事件があり、その後、黒川温泉事件が起こった。なぜそのようになってきたのかを検証すべきではないか」と申し上げた。それを受けて知事から、「私は学者です。再発を防止するためにはしっかりと検証をやるべきだ」という言葉をいただいた。そこで検証委員会がスタートしたわけだが、最初に出された検証予定稿はあまりにも稚拙すぎた。そのようなことがあり、本日のような学者の皆さん、それからマスコミの皆さん、協力員の中には弁護士も入っていた。そして見事な検証報告書案がここに出来上がった。大変感謝申し上げているところである。

さて、第5章「被害の実態」については、なかなか原稿が出てこないのではやきもきしていた。私は出身が佐賀県なので、自分が無らい県運動による強制入所のことを書くわけにもいかず大変悩んでいた。しかし、国宗先生によって被害の実態が見えてきた。また、第6章には「ハンセン病問題の解決に向けて」という大きな命題に向けて、国際法等を織り交ぜて、今後どのように解決していけばよいかという展望を内田先生に書いていただいた。熊本県と言えば「くまモン」が有名で、蒲島知事はその影に隠れているように思われるが、この検証報告書が出来上がると、熊本には「くまモン」に勝るとも劣らない検証報告書が世に出される。この検証報告書は「くまモン」のように一時的なものではなく、将来にわたって高く評価されるべき内容を有しているものと私は強く感じている。

(泉委員)

私自身どこまでできたのか、期待に応えることができたのか、力不足だったのではないかと感じている。2点申し上げたい。今日は熊大で骨格標本問題に関する調査委員会報告が発表されたが、骨格標本の問題に関して、私はこの検証委員会の委員になる前に、原本ではなく再録した単行本を見つけていて、いずれ記事にしたいと思っていた。検証委員の活動より先に取材に着手していたので、検証報告書より先に記事にさせていただきたいということで、各委員にご承諾をいただいたという経緯がある。その後、ある大学の研究者がツイッターで「これは誰かのリークではないか」などとでたらめな情報を流しているのが分かった。これは全くの事実無根であり、私の独自取材の中で一次資料を発掘したことを

あらためて申し上げたい。

あと1点、検証内容について。優生保護法について。前回、塚本協力員の資料によると、例えば断種堕胎手術が、恵楓園がある郡部だけではなく、熊本市でもカウントされていた。待労院は熊本市内にあるが、ここはカトリック教団が母体でその可能性はないので、一般の他病院で行われていた可能性がある。もしかしたら、恵楓園の中で同園の医師だけではなくて、他の病院から来て手術を行った可能性もあるのではないかと考えている。そのようなこともあり、昨年11月、あらためて恵楓園に資料閲覧請求を行った。資料閲覧については当初、県と恵楓園との間に取り決めがあり、少なくとも閲覧の4日前に申請し、また県の職員の方が立ち合うようになっていた。しかし、恵楓園から11月の申請については、「あの取り決めの有効期間は1年間だったので、既に無効である」との回答が来た。そして「個人情報保護の観点からそのままでの閲覧はできない、マスキングした上での閲覧」との回答が来たのが先日のことである。40点ほど申請していたが、先日やっとそのうちの10点の許可が下りた。40点のうち10点となると、都合4回立ち合ってもらい、県の職員の方のご負担になるので、全部揃うまで待とうと思うが、スケジュール上それが可能なのか。恵楓園には早く見せていただきたい。その資料を見た上で、もうちょっと手直ししたいと思っている。

(国宗協力員)

原稿が遅くなり、志村さんをやきもきさせて本当に申し訳なかった。仕事をしながら多くの時間をつくって執筆するというのがなかなか大変だった。「被害」のところではいろいろと反省もある。聞き取りの結果をよく吟味していなかったということもあって、書く段階になって資料請求をした。やはり被害を書くに当たっては、聞き取りの対象者に退所者・非入所者や家族の聞き取りも揃えるべきであったと思っている。検証委員での聞き取りに基づいた内容を出さなければいけなかったのではないかと反省している。聞き取りももうちょっと量が多くて、多様な話が出てくればよかったかなと思っている。入所者の方々の被害に関しては、かなりの話が出てきている。位置づけとして、どうしても恵楓園でやっているということもあり、(聞き取り対象者が)入所者に偏ってしまい、例えば私が具体的にいろいろ一緒にやっている家族の被害など、もう少しいろいろ出ればよかったかなと思う。資料編は残念ながら入所者の方々の聞き取りしかない状態ですすしかかった。もうちょっと企画の段階で考えるべきだったと反省している。

あとの点は現在報告書案を読み進めているところで、量が多く全部を読み切れていない。まだ、全体として校正とかに意見を言うようなところまで読み込めていない。その中でいくつか校正した方がいいと思う箇所がある。これに関しては県の方に個別で報告する。

(岡田協力員)

私が担当した部分と編集していただいた部分について、検討した限り、何も異存はない。今、国宗協力員からもお話があったように、もしお許しいただけるのであれば、引用文献の表記の仕方について全体と体裁を合わせたい。

(齊藤協力員)

いただいたテーマのわりに小さな仕事しかできなかった。杉山博昭の『キリスト教ハンセン病救済運動の軌跡』の第3章「熊本におけるキリスト者の行動」を参考にして、九州MTL、特に潮谷総一郎さんの動きを追う形で宗教界がどのように関わったのかを中心の内容にした。結論としては、宗教が隔離の枠を越えることができなかったということである。

(塚本協力員)

前回の委員会で提出した原稿とは一部内容が変わっている。県の衛生部長が陳情者となり、一千床増床が実現した1951年が無らい県運動のピークとつながった。ところが、一千床増床した後はとにかく（患者を）放り込めばいいというような形で「らい予防事業」が進んでいった。言ってしまうと非常に無責任な予防事業を展開したんじゃないかと思う。あと1点、入れそこなったのが『資料集成』などにある「昭和27年度らい予防事業について」で、熊本県の統計だと死亡者が135名になっている。逆に言うと、135名も死者を出してしまってそのまま放置してしまったということは行政としても問題があるだろうし、一千床増床の根拠としてやたらと患者数を水増ししていったのではないか。そして結局最終的には数が合わなくなり、また増床した後に満床にもならないので、ここで死者135名という統計を出したのではないだろうか。その疑念をもうちょっと加えさせていただきたい。それと一部間違っている部分もあるので、そこはもう少し訂正させていただきたい。

「らい予防法の成立と抵抗」についてはとにかく力不足で、『資料集成』に入っている資料と『菊池野』の記述を参考に執筆した。それと、恵楓園がつけていた「経過日誌」、これは全部で3つに分けられており、vol.2とvol.3は『資料集成』に収録されているが、vol.1は入っていないものである。この3文献を使って書いたが、予防法改正促進と改悪反対運動、予防法闘争と時系列順に追っていきただけでいっぱいだった。あくまで、(文献の)文章を基にししか書いていないので、本当はまだ詳しく覚えている当事者がいらっしゃるだろうから、その声を聞き取るべきだったが、急きょ、担当することになったので、当事者から見ると「ここは違う」というところが多々あるのではないだろうか。予防法闘争は菊池支部が運動の先頭を担ってきた。その背景には無らい県運動が激化したことがあった。最も憲法から疎外された人々が憲法の貴重さを知っていた。そこで「権利のための闘争」を行った。それが後々のらい予防法廃止や国賠訴訟につながっていったのではないだろうか。特に、電話もそう簡単にかけるわけでもなく、そんな中、分刻みで電報を打ち続け座り込み続けた姿に、資料を読んでいて頭の下がる思いがあり、もうちょっとどうにかしたかったが、力不足で終わってしまった。

(小松委員)

私の担当したところは主に戦前の無らい県運動である。熊本県の無らい県運動の歴史的特徴をある程度明らかにできたのではないかと思う。療養所のある県が、無らい県運動にどのように取り組んだのか、これが一つ大きな問題提起だった。療養所があるということ

が、逆に無らい県運動の制約条件になっている。九州療養所の場合、自分の県の患者よりも他の県の患者を優先して入所させている傾向があった。それで、熊本の場合、入所者が最後までたくさん残ってしまったというような特徴があることがある程度分かった。

また、本妙寺事件については、どうしても事件そのものに目が行ってしまいがちだが、実は本妙寺事件の後こそ本格的に熊本県の無らい県運動が展開されるはずだった。しかし、戦争の勃発や恵楓園の物理的制約などの事情から、課題がそっくりそのまま戦後に残されてしまって、その結果として戦後の無らい県運動が戦前以上に強行に展開していくという、歴史的な前提を戦前の無らい県運動がつくったということも指摘できた。そのあたりのことはきちんと書けたのではないだろうか。本妙寺事件の記述に関しては、泉さんならではの文章になっているなど感心した。

それから、戦後編のところで私が担当する予定だった「らい予防法の成立と抵抗」は、さまざまな事情があり期日までに書けそうになかったので、急きょ、塚本協力員にピンチヒッターをお願いした。塚本協力員には快く引き受けていただき、時間のない中で自治会側の抵抗に光を当て、良い文章に仕上がっていると大変感激している。

あと、「医学者の責任」のところは、まだ一度も校正をしていないので、特にまえがきにさまざま付け加えたい。「医学者の責任」では、二つの大きなテーマを挙げている。一つは鈴江懐の骨格標本作成の問題と、もう一つが「虹波」の問題である。鈴江氏の骨格標本の問題は、泉委員が熊本日日新聞で取り上げた。大きな問題だったので、これはきちんと（報告書に）書いておかなければいけないと思い書かせていただいた。ただ今日、記者会見を行った熊本大学医学部の調査報告書と内容的に重複する部分があるので、誰が執筆したか分かる。そのあたりはどうしようもないところではある。ただ、熊大の報告書よりこちらの検証報告書の方を若干厳しめに書かせていただいた。「虹波」については、まったく初めての指摘になるだろう。これも入所者の方々の聞き取り調査のおかげで、宮崎元園長が報告した「効果がある 81%」の数値がいかにでっち上げだったかを、聞き取り調査で明らかにすることができた。

全体的なこととして、想像以上にすばらしく、内容が充実した報告書案になっており、先行する他府県の報告書をはるかに凌駕する内容になっている。熊本県だけではなく、全国的な視野を持ちつつ、熊本県の独自性を持ったスタンスが一貫して見られ、その点は誇らしくも恥ずかしくない報告書になるだろうと予想している。若干不統一なところがある。例えば、菊池事件の被害者、と言っても本当の被害者はFさんだが、ダイナマイト事件と刺殺事件の被害者とされる方の名前の表記がAとなっていたりHとなっていたりする。それから、天草で起きた、お兄さんがハンセン病患者であることで妹さんが服毒自殺を図ったとする事件があるが、これを未遂としているのは塚本協力員だけ。あとは服毒自殺と断定した書き方をしている。これは新聞記事で見ると、未遂で終わったのではないかという印象である。そこはもう少し検討する必要がある。それから、各章に前文をつけるということだったので第1章の分は慌てて書いたが、第5章だけ前文がなかった。これもでき

れば統一した方がいい。それと、他の方の原稿に文句をつけるようで申し訳ないのだが、齊藤協力員が書かれた「宗教」のところは、浄土真宗も光明会をつくって、恵楓園にも戦前来ていた。そのあたりのことも触れられたらいいのではないかと思う。資料は提供する。身内のことをいろいろ言うのはつらいかもしれないが、そこは浄土真宗が避けては通れない事実だと思うので、もう少し突っ込んで書いていただくとありがたい。

(楠本協力員)

協力員と言いながら、ほぼ何もできなかった。委員・協力員の皆さんのご努力があって綿密に調査なさって深い内容になっていると感じている。報告書が完成したあかつきには、この報告書によっていろんな方が無らい県運動への理解を深めることができるようになればいいと考えている。

(森協力員)

この検証委員会がスタートする前の時点で、県が検証作業に取り組もうとしているという記事を書いた時に感じていたことがある。しっかりとした検証なしに啓発や再発防止はできない。しっかりとした検証をすべきであるといった記事を書いた記憶がある。そんなことを県の方ともやりとりしたと思うが、今回の報告書案はしっかりとした内容で感動している。この報告書案を読みながら感じたのは、やはりマスコミの責任も大きかったのではないかということである。問題意識を持たずに取材をしてそのまま流すことの恐ろしさ、そういったところの自戒を改めて感じたところである。報告書に名前が登場しているのは一部の人たちだけけれども、その背景にその当時生きていた人、現在生きている人、すべてが包括されていると思っている。一人ひとりが無らい県運動を歴史のある一面ではなく、自分のこととして行動していくベースにしてほしい。

(内田委員長)

各委員、協力員から字句調整の問題や校正の問題、前文の問題などいろいろご指摘をいただいた。知事に報告書を提出するまで少し時間があるので、その時間を活用して、委員、協力員からいただいた部分を修正する。全体として本日お示しいただいた報告書案についてご了承いただけるということによろしいだろうか。

(委員・協力員)

了承。

(内田委員長)

それではご了承いただいたということを確認した。字句の調整や校正、あるいは各委員、協力員からいただいたご意見をできるだけ反映する形にしたい。事務局の方にお申し出をいただき、私と事務局で相談しながら進めていく。

次に議題3「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

(吉原主幹)

その前に1点確認がある。先ほど事務局から資料編について触れさせていただいたが、先ほどの説明のとおり、内田委員長、志村委員、事務局で相談しながら報告書ができるま

で内容等決めさせていただきたい。

(塚本協力員)

資料編にはどの文献が掲載されるのか。

(吉原主幹)

まだ決定していない。各委員、協力員のご希望をふまえた上で、プライバシーの問題などを検討させていただいて、最終的に決定できればと考えている。

(内田委員長)

私としては、できるだけ委員、協力員のご要望を資料に反映できるようにしたい。自治会の志村さんにご相談し、ご意見をちょうだいしながらまとめたいと考えている。

(吉原主幹)

それでは、次に「今後のスケジュール」について説明する。本日、報告書案の全体的なとりまとめはご了承いただいたという形になるので、今後は検証委員会から蒲島知事への報告となる。知事へは報告書の手渡し式といった形をやらせていただく。その際には内田委員長と志村委員にご参加いただきたい。委員、協力員の皆さま方にも日程が決まり次第ご連絡を差し上げる。時期については、今のところ5月下旬を予定している。現在、宿題等いただいている部分もあるので、そのあたりの修正等も早急に行う。その後は、最終的に体裁を整えて製本作業を行い、9月ごろをめどに冊子を作成したい。合わせて、本報告書は、ページ数が300ページを超えるので、一般の方に読んでいただくには厳しいものがある。10ページ程度の概要版が作成できればと考えている。場合によっては、こちらの作業に関しても皆さま方にご協力をお願いすることがあるかもしれない。

(内田委員長)

ただいまの事務局からの説明について、質問、要望等はあるか。

(泉委員)

原稿の手直しができる最終的な期限を教えてください。

(吉原主幹)

できれば5月の知事報告までには、ほぼ完成させたい。

(泉委員)

恵楓園の資料閲覧の許可がまだ全部下りていないので、どこまで手直しができるだろうかと思っている。とりあえず、5月中旬までがデッドラインと考えてよいか。その後の製本作業まで修正ができる期間を延ばすことはできないか。

(吉原主幹)

5月にいったん知事に報告するが、製本作業までにはそれから若干の時間があるので、ある程度の時期までは修正作業ができるのではないかなと考えている。

(内田委員長)

その点に関しては、私どもに預けていただきたい。

(塚本協力員)

私が担当した原稿の中には、資料編があるという前提で、既に「資料編を参照」という文言を入れ込んでいる箇所がある。資料編をどう取り扱うかによって原稿が変わってくるし、それでまた文章を修正しなければいけない場合も出て来る。資料編の取り扱いのデッドラインと修正のデッドラインはうまく調整していただけるのか。

(内田委員長)

その点に関しても、事務局と私でしかるべき対応をさせていただく。他にご質問等ないようなので、このようなスケジュールで進行する。

次に私から。国連で「ハンセン差別撲滅決議」が挙がっているということで、海外の方の関心も深いものがある。本報告書に関して、全文を英訳するわけにはいかないが、英文のサマリーを作成し、海外にも配布する旨希望を出しており、事務局の方で検討していたらということをご紹介しておく。

それでは、次に「その他」について。先ほど委員、協力員の方から報告書案についてコメントをいただいた。この検証委員会にお配りいただき、いろいろとご尽力いただきました検証委員会全体のことについて、あるいは今後の検証委員会報告書の生かし方についてご意見をちょうだいしたい。

(泉委員)

内田委員長も報告書の中で書かれているが、この検証報告書の成果を一時的なものに終わらせないで、ロードマップ委員会なり考えていただいて、恵楓園の将来構想も含めて、国、県の施策として継続的に生かせるような形のことを考えていただきたい。

(国宗協力員)

私も今、泉委員がおっしゃったのと同意見だが、最後の方で内田委員長に書いていただいた提案が、ある種のロードマップ委員会をつくってそこに委ねていくという点で、少し抽象的かなという印象を受けた。ロードマップ委員会に向けてのロードマップがもうちょっとあった方がいい気はする。ロードマップ委員会が目標として挙げるものや、あるいはその時留意するのはこういうことであるといったことを、全体からいろいろ提案がなされているので、その点を加味したロードマップをここで明らかにしてもいいのではないかと思う。それを達成するような道筋をロードマップ委員会でやってもらう。そのような掘り下げがあってもいいのではないかと思う。

(岡田協力員)

先ほど、この報告書はあまりにも多岐にわたるので、紙媒体として大量に印刷するわけにはなかなかいかないという話があったが、他方で、ここで出て来た成果を熊本県の教育関係者が活用できるような道をぜひご検討いただけないだろうか。例えば具体的なお話として、私がPTA会長を務めている小学校では、恵楓園で園長をなされていた由布先生も同じくPTA会長をなさっていたという縁から、園との交流をずっと続けてきた。だが、入所者もご高齢になったこともあり、今までの活動をまとめた冊子を作ったということで先日見せていただいた。こうした形で、今まで続けてきた活動がいったん終わると、次代に継

承できないといった問題が出てくるのではないだろうか、私自身感じている。したがって、これはある特定の小学校の取り組みで終わるものではなく、熊本県下の小学校、中学校、高校がそれぞれこの報告書を素材にして学べるような活用のあり方を、先ほどのロードマップをつくられる際に合わせてご検討いただきたい。

(齊藤協力員)

国が設置した検証委員会の最終報告書も現在、検索、引用できる形で電子化されている。大量の内容なので、今後情報を電子化して情報を公開するのも一つの方策ではないだろうか。

(塚本協力員)

私も齊藤協力員と同じことを言おうとしていた。電子化し、公開することで批判も含め多くの意見が集まるならそれを読みたい。先ほど事務局の方からも、一般の人がこの報告書を全部読むのはきついという話があった。教育現場にいる身として、どのようにして活用できるのかと考えている。この報告書がいろんなところに生かされてほしい。また、ここでの検証のあり方は本当に優れたものであるのだから、熊本県の他の分野の検証にも役立ててもらえたらと思う。

(小松委員)

私も教育現場で是非、活用していただきたいと願っている。やはり一般の方がこの報告書を全部読むのは大変かもしれないが、高校や中学の先生方が読むのは義務であると思う。できれば、そうした先生方一人ひとりに1冊ずつ渡せるぐらいの部数を印刷して配布していただけたら非常にありがたい。また、内田委員長長の提言にある、「熊本県立ハンセン病研究センター」を是非つくっていただきたい。これができたら熊本大学も何らかの形で協力することが可能であろう。

この間、ずっと骨格標本問題にも関わってきて、恵楓園の体質といったら語弊があるが、なかなか資料を出してくれない恵楓園の「あつい壁」を痛感した。これはおそらく胎児標本の問題も同じであろう。というのは、目撃者はたくさんいるにもかかわらず、園の側ではまったく検証しようとしない。そういうものがやはり無らい県運動と同時につくられている。まさに人間の尊厳を無視した形で行われた出来事は、まだまだ数多く闇の中に眠っている。できればこういったことも一つひとつ明るい所に出していくということが、今後の作業として必要ではないかと考えている。「熊本県立ハンセン病研究センター」がそういった資料や歴史の掘り起こしの中核的な組織としての役割を担っていてもらいたい。まだまだ歴史の検証作業は終わっていないということも今回痛感した。今後ともこういった作業を継続してやっていく必要があると思っている。是非、県にはセンターをつくるという形で応えていただきたい。

(楠本協力員)

やはり教育現場でこの検証報告書が生かされるようになってほしい。

(森協力員)

私もロードマップ委員会の設置は必要であると思っている。現在、将来構想をどこが主体となってやっていくかということがはっきりしないというのが一番の問題である。一人ひとりが当事者意識を持つ、そのためにそれぞれがやっていることを将来構想の趣旨から外れていないかどうか、きちんと見ていくためにも、そういった機関を現実にして調整機能を発揮していただくのが非常に有効であると思っている。

(国宗協力員)

内田委員長の「ハンセン病研究センター」の構想を見た時に、菊池医療刑務支所を使ってくれないかと思った。今、法務省との話は暗礁に乗り上げていて、厚生労働省とも保存すべき建物の議論の中で刑務支所の議論もしてほしいと菊池から強く要求しているが、これに対して厚生労働省は、まだ取り上げるとも取り上げないとも回答していないという状況である。実は、建物保存に関する委員会には法務省からも参加している。その人も含めた形でちゃんと取り上げるとしてほしい、法務省が関わる形でやってほしいというのが私の希望である。いずれにしても菊池から要求している医療刑務支所を残すのかどうなのか何年経ってもなかなかはっきりしない。建物も放置していればコンクリートがどんどん劣化していくので、なんとかできないかと思っている。今のところ財務省の所管になっているが、財務省は、うちが使うと決めてくれればすぐにでも渡したいというふうに、恵楓園に来て言われたようである。場合によっては熊本県に交流センターを設置することについて、厚生労働省も法務省もそれなりに責任を取る形で援助をいただいて、この建物を県が使っていくことができないだろうか考えた。できればロードマップ委員会あたりに、そういう意向を含めて検討してもらえないかなと思っている。

(内田委員長)

委員、協力員の皆さまからいろいろな意見が出たので、少し事務局の方からお話しいただければありがたい。

(山内信吾 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長)

皆さまのご協力により、ようやく本日、検証報告書を取りまとめることができた。内田委員長、志村委員からは、今回の報告書は内容が深く掘り下げられ、また格別の水準にあり、これまで各自治体が作成した同様の報告書よりもすばらしいものだとの評価をいただいた。委員、協力員のご協力に心から感謝を申し上げたい。今後は、この報告書を精一杯活用することによって、今後ハンセン病問題の解決に向けて、より一層頑張ってもらいたい。今後とも皆さまの一層のご協力、ご支援をお願いしたい。

(内田委員長)

委員、協力員の皆さまにはいろいろとご尽力を賜ったことに重ねて感謝を申し上げたい。

(中島審議員)

以上で第8回熊本県「無らい県運動」検証委員会を終了する。